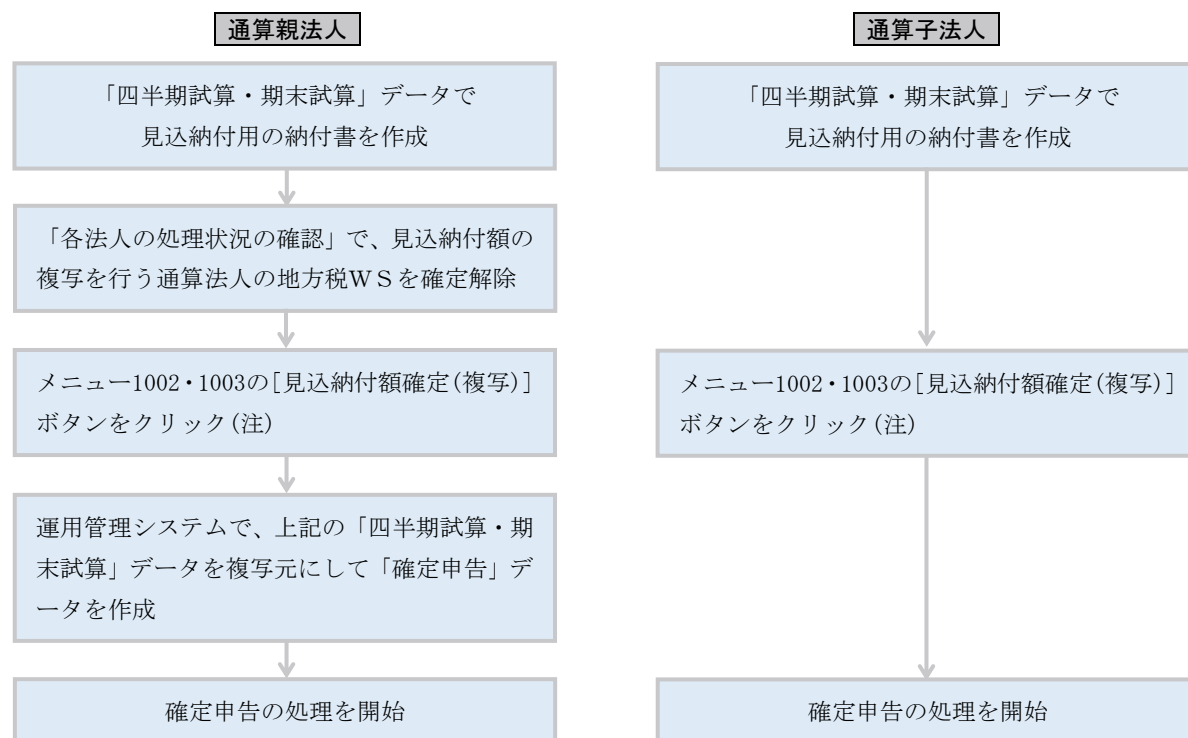


ポイント 見込納付額を地方税申告書に複写する場合の操作手順

「四半期試算・期末試算」データで見込納付額を計算した場合は、「**確定申告**」データを作成する前に、「四半期試算・期末試算」データで見込納付額を以下の手順で地方税申告書(第6号様式、第20号様式)に複写する必要があります。

(注)メニュー1002・1003で入力した見込納付額は、運用管理システムの[202. データの作成]メニューで新たに作成したデータには引き継がれません。そのため、当処理が必要となります。



(注) 見込納付額の複写後は、地方税ワーキングシート(メニュー502)の「見込納付額」欄に金額が正しく複写されているかを確認してください。